

## 愛南町立一本松中学校

# いじめ防止基本方針（平成29年10月改）

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。いじめを防止するためには、学校長のリーダーシップのもと学校・家庭・地域が一体となって、組織的かつ継続して未然防止・早期発見・早期対応に取り組む必要がある。とりわけ、日々生徒と密接にかかわっている教職員は「いじめは絶対許さない。」という姿勢を示すとともに、生徒同士の人間関係作りを進め、生徒自身の力でいじめ問題に対応できる力をつけるなど、いじめを生まない土壌づくりに取り組まなければならない。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って捉える必要がある。また、いじめの認知は特定の教職員で行うのではなく、組織で行われなければならない。

### (2) いじめの問題に取り組む4つの共通認識

いじめ撲滅のためには、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない。」という姿勢で、「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む必要がある。また、いじめにはどのような特質があるのかを十分に認識し、以下の4点を教職員がもつべき共通認識とする。

- ア いじめは、すべての学校生活の中で、どの子どもにも起こり得る。
- イ いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ウ いじめは、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- エ 一人一人を大切にし、いじめられる生徒は徹底して守り通す。

### (3) いじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ウ わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする。
- オ インターネットの掲示板やSNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

## 2 いじめの未然防止

いじめ問題の克服のためには、学校の教育活動全体を通じて、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、すべての生徒が安心して登校し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることも重要である。

### 未然防止のための具体的手立て

#### (1) 学級・学校経営の充実

- ア 生徒一人一人の良さが発揮され、互いに認め合い、支え合い、助け合う学級をつくる。
- イ 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体、学校全体に醸成する。
- ウ 生徒自らがいじめについて考える機会と場を設定し、主体的にいじめをなくす自治能力を育てる。
- エ 学級、学校のルールや規範が守られるような指導を徹底、継続して行う。

#### (2) 道徳教育の充実

- ア 「思いやり」「人権」を大切にする指導の充実に努める。
- イ 「命」の教育や自他の生命の尊重について考えさせる。
- ウ いじめを題材とした授業を指導計画に位置付ける。

#### (3) 学級活動の充実

- ア 構成的グループ・エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を活用し、コミュニケーション能力や社会性を養う。
- イ いじめの根絶を題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手立てについて話し合う。

#### (4) 授業改善と体験活動の充実

- ア ユニバーサルデザインを意識した授業展開に努め、一人一人に分かる喜びを実感させる。
- イ 教員全員が公開授業を行い、授業力を高めるとともに生徒の様子を参観し合う機会を設ける。
- ウ 感動や達成感、人間関係の深化が得られるような体験活動を企画、実施する。

#### (5) 小中の連携

- ア 小中連絡会で授業参観と情報交換を行い、連携を密にする。
- イ 育てたい児童生徒像の明確化・共有化・重点化を図り、一貫した取組を推進する。

#### (6) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

- ア 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について理解を深める。
- イ 携帯電話やスマートフォンの校内への持ち込みは禁止する。
- ウ 生徒の携帯電話やスマートフォン、パソコン等、情報端末の使用については、保護者と本人で話し合ってルールを決めるよう啓発する。

エ 参観日等を通じて、SNSによるいじめの実態や対策等についての啓発活動を行う。

### (7) 特別支援教育の充実

障害のある生徒への理解向上を図るために、教職員の研修を深めるとともに、保護者、地域への啓発を行い、インクルーシブ教育のための環境づくりを行う。

### (8) 教職員研修の充実

ア いじめ防止対策推進法を理解するための研修を行い、法的根拠を認識しながら生徒指導の実践に当たるようにする。

イ いじめの事例から、具体的な対応策について検討するとともに、実践的な研修を行う。

### (9) 保護者・地域への働き掛け

ア PTA総会、地区別懇談会、学期末懇談会、参観日等での啓発活動や学校便り、学年便り、学校HPを活用し、適切な情報を掲載する。

イ 生徒の様子を知ってもらうため、生徒に対する挨拶や声掛けをお願いする。

## 3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切である。また、いじめは、外から見えにくい形で行われることが多く、兆候を見逃してしまう危険性が高いことから、全教職員が自覚と責任をもって、生徒が発するサインを見逃さないようにしなければならない。

### 早期発見のための具体的手立て

#### (1) 生活日記(あゆみ)の活用

生活日記(あゆみ)を通して、担任と生徒(保護者)との信頼関係を構築していく。気になる内容に関しては、学年部及び生徒指導主事と対応を協議し、教育相談や家庭訪問を行う等、迅速に対応するとともに、内容によっては教職員全体に報告し共通理解を図る。

#### (2) 教育相談の充実

全校生徒を対象として、毎月一回教育相談を実施する。気になる内容に関しては、上記(1)と同様の対応を行う。また、日頃から積極的に声掛けを行うなど、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。

#### (3) 生活アンケートの実施

全校生徒を対象として、毎月一回生活アンケートを実施する。気になる内容に関しては、上記(1)と同様の対応を行う。

#### (4) Q-Uテストの実施

Q-Uテストを実施し、学級や個人の実態把握のための資料として活用する。そして、いじめを受けている可能性がある生徒を早期に発見し、早期対応につなげる。

## (5) 教師による観察

登下校、朝読書、休み時間や昼休みの生徒の様子に目を配る。「生徒がいるところに教職員もいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。

## 4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合は、いじめられている生徒を守ることを最優先に迅速な指導を行うとともに、解決に向けて学校全体で組織的に対応する。いじめの再発を防止するため、解消後も継続して見守っていく。

### いじめの発見・通報を受けたときの対応

#### (1) いじめを認知した場合の報告・連絡

- ア いじめを認知した場合は、その場でいじめを止めるとともに、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。
- イ いじめ対策委員会での共通理解と校内での情報の共有化を図り、速やかに愛南町教育委員会に報告する。

#### (2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 事実確認をし、いじめられたつらさや悔しさを十分受け止めるとともに、解決の約束をして生徒の心の安定を図る。
- イ いじめられている生徒、いじめ情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校や休み時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。
- ウ 発生の日に家庭訪問し、事実を伝え、学校の指導方針と今後の対応を伝える。
- エ 保護者の心情を察して共感的に事実を受け止める。

#### (4) いじめた生徒への対応

- ア いじめた気持ちやその背景について十分に聞き、指導するとともに、いじめられた側の気持ちを受け止めさせる。
- イ 毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であるということを理解させる。
- ウ 事実関係を正確に伝え、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝えるとともに、相互により良く解決できる方向を模索するよう思いを伝える。

#### (3) 周りの生徒への指導

- ア 傍観者からいじめを抑止する側への転換を促す。
- イ 学級及び学校全体の問題として考え、いじめに対して厳しい姿勢で真剣に取り組むことを毅然とした態度で伝える。
- ウ いじめ問題を自分のこととして捉え、解決について考えさせる。

## (5) 出席停止

- ア 指導の効果が十分上がらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する。
- イ 校長は、愛南町教育委員会と情報交換や報告を迅速に行い、出席停止を命ずるかどうかの判断を仰ぐ。

## (6) インターネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、確認後直ちに削除する措置を取る。場合によっては、愛南町教育委員会、愛南警察署、サーバー管理会社等と連絡を取り、対応について協議する。

# 5 いじめ防止のための組織

## (1) 一本松中学校いじめ対策委員会

- ア 構成員  
「校長」「教頭」「生徒指導主事」「教務主任」「学年主任」「学級担任」「教科担任」「養護教諭」
- イ 活動内容
  - (ア) 早期発見・早期対応等、未然防止に向けた取組
  - (イ) 年間取組計画の策定と指導体制の確立
  - (ウ) いじめの疑いや生徒の問題行動等に関する情報の収集と共有、対応方針の決定
  - (エ) いじめや重大事態が起こった場合の迅速な調査と生徒に対する支援・指導
  - (オ) 取組の評価・検証と考察
- ウ 備考  
個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加する。また、重大事態が起こった場合は、スクールカウンセラーや警察等の外部専門家の参加を要請する。

## (2) 校内人権特別委員会

- ア 構成員  
「生徒指導主事」「生徒会顧問」「人権・同和教育主任」「生徒会執行部役員」「各学級正副学級委員」
- イ 活動内容
  - (ア) いじめ防止の啓発活動、未然防止のための取組
  - (イ) いじめの疑いに関する情報の収集と共有
  - (ウ) いじめが起こった場合の対応方針の決定
  - (エ) いじめ解決にむけての協議と実践『人権（いじめ撲滅）集会』
- ウ 備考  
いじめ問題を教師に解決してもらうのではなく、自分たちの問題として共有し、自浄能力を育てることを目的とする。「一本松中学校いじめ対策委員会」と連携して活動する。

## 6 重大事態への対応

### (1) 重大事態の捉え方

重大事態とは、いじめにより生徒の生命や身体又は財産に被害が生じる場合、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる場合、あるいは、多人数によるいじめが相当な期間継続している場合と捉える。

### (2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が発生した場合は、直ちに愛南町教育委員会や愛南警察署等の関係機関へ報告し、教育委員会の指示のもと、校内「いじめ対策委員会」を開き、全校体制で事案の解決にあたる。
- イ 必要と認められる場合は、当事者同士の了解を得たうえで、全ての保護者を対象に説明会を開き、必要に応じて文書等の配布や緊急の保護者会をもつ。
- ウ 場合によっては報道機関への対応も考えられるので、対応窓口を一つにして誠実に対応する。

## 7 学校評価における留意事項

いじめを早期発見するための取組に関すること、いじめの再発を防止するための取組に関することを評価項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

いじめ対策が計画的に行われているか、機能しているかを検証し、必要に応じて見直しを行う。